

わかやま

12月1日(日)は
『子ども安全の日』

冬の交通安全運動

運動実施期間

令和6年12月1日(日) ▶ 令和6年12月10日(火)

<運動重点>

飲酒運転の
根絶

歩行者優先
意識の徹底と
サイン+サンクス
運動の推進

自転車・特定小型
原動機付自転車利用時の
ヘルメット着用と
交通ルール遵守の
徹底



令和6年度交通安全年間スローガン

一杯で 消える命と あなたの未来

中学生・高校生の部 【最優秀作】 泉 悠斗 様

平成26年～令和5年
和歌山県月別事故死者合計



年末は死亡事故が増加します。
交通事故防止に努めましょう！

和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会



飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。

家庭・職場・飲食店等の地域ぐるみで

「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」
環境作りを行いましょ



令和6年11月1日付施行で道路交通法が改正されています！

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されています。



<警察庁ホームページより引用>

- 違反者は…………… 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自転車の提供者は…………… 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・同乗者は… 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



歩行者優先意識の徹底とサイン+サンクス運動の推進

\\ 広めよう // サイン + サンクス 運動

横断歩道で
スマイルコミュニケーション!



歩行者は…

横断歩道を渡る前に、

- ・手を上げてドライバーに横断する意思を明確に伝えましょう
- ・停止してくれた運転者には「ありがとう」の気持ちを会釈などで伝えましょう



運転者は…

- ・横断歩道に歩行者がいる場合は、横断歩道の直前で一時停止しましょう
- ・歩行者に「渡ってください」の合図をしましょう



横断歩道での歩行者優先はルールです！

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車も車のなかまです。交通ルールを守って正しく利用しましょう

<主なルール>

- ・車道通行が原則
- ・右折時は二段階右折
- ・信号、標識に従う義務がある
- ・飲酒運転の禁止
- ・ながら運転の禁止
- ・二人乗りの禁止
- ・ヘルメットの着用
- ・自転車保険(賠償責任保険)への加入



すべての自転車・特定小型原動機付自転車利用者はヘルメットの着用が**努力義務**となっています！



自転車保険に加入していますか？

和歌山県では自転車保険への加入が**努力義務**となっています。自転車利用者は安全な運転を心がけるとともに、万一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。

